

国指定大東諸島鳥獣保護区
指定計画書（案）

平成16年9月29日

環 境 省

1 保護に関する指針等

- (1) 国指定鳥獣保護区の名称
国指定大東諸島鳥獣保護区
- (2) 国指定鳥獣保護区の区域
沖縄県島尻郡北大東島の全域及び南大東島の全域。
- (3) 国指定鳥獣保護区の存続期間
平成16年11月1日から平成36年10月31日(20年間)
- (4) 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針
国指定鳥獣保護区の指定区分
希少鳥獣生息地の保護区

国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、沖縄島から東へ約400kmの洋上に位置する隆起環礁による海洋島であり、海洋によって大陸や日本列島等の近隣地域から隔離されてきた地域である。北大東島及び南大東島は、いずれも海岸線は断崖で、中央部は盆地状で池沼が点在しており、カモ類等の渡り鳥の重要な休息地になっている。

このような隔離された自然環境を反映して、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブック 哺乳類」(環境省編)に記載された絶滅危惧 A類のダイトウオオコウモリの生息地となっているほか、鳥類では「同 - 鳥類」(環境省編)に記載された絶滅危惧 A類のダイトウノスリの生息地ともなっている。また、コアホウドリ、オオヨシゴイ及びセイタカシギ等の希少な鳥類やダイトウカイツブリ、ダイトウコノハズク、ダイトウヒヨドリ、ダイトウメジロ等固有の亜種を含む数多くの種が生息している。

このように、当該区域は隔離された海洋島特有の自然環境を基礎として、希少な哺乳類及び鳥類が多種確認されるという特徴を有していることから、当該区域を希少鳥獣生息地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当地域に生息する希少鳥獣類の保護を図るものである。

管理方針

- ・鳥獣のモニタリング調査、現場巡視等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- ・当該区域は、地域住民の生活圏に隣接していることから、採餌又は休息の場の環境改善のため、ごみ拾い等の活動について、関係地方公共団体、関係機関及び地域住民と連携協力して取り組む。
- ・鳥獣類の採餌環境の整備のため鳥獣の餌となる樹木の植栽を行う。

2 国指定鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積4,251ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野	1,053 ha
農耕地	2,508 ha
水 面	187 ha
その他	503 ha

イ 所有者別内訳

北大東島及び南大東島の海岸線はいずれも高さ10～20m程度の断崖となっており、中央部は盆地状で、その盆地に北大東島では約20カ所の、南大東島では100カ所以上の池沼が点在している。両島はサンゴ環礁が隆起して出来た島であり、両島の小高い部分（環状丘陵地帯等）は環礁だったところであり、盆地部分は礁湖（ラグーン）だった所である。

また、両島は典型的な隆起環礁の島で、ほとんどが石灰岩で構成されており、表面の土壌はテラロッサと呼ばれる赤土である。石灰岩の中には、貝やサンゴの化石や堆積岩であるレインボーストーンが見られる。

ウ 植物相の概要

両島は約100年以前の無人島の時代はダイトウビロウ、アコウ、タブノキ、ダイトウシロダモ等の草木がうっそうと繁茂していたが、入植後の開墾、燐鉱石の採掘、度重なる火災等で多くの森林が失われた。

大正時代になって防風・防潮林としてリュウキュウマツ、モクマオウ、フクギ等が植林され、現在も島を囲うような形で防風林として残っている。

また、大東諸島の固有種として、ダイトウシロダモ、ダイトウセイシボク、ダイトウワダン、アラゲタケ、ボロジノニシキソウ、クロミノシンジュガヤ、ルゾンヤマノイモ、ユズノハカズラ、ナガバアサガオ等の植物が生育している。

なお、北大東島の長幕、南大東島の大池周辺のオヒルギ群落及び東海岸地域の海岸植物群落は、国の天然記念物に指定されている。

エ 動物相の概要

当該区域には、無人島時代哺乳類はダイトウオオコウモリしかいなかったと言われているが、入植後、クマネズミ、イタチ等が生息している。

爬虫類も、入植後スッポン、ミシシッピーアカミミガメ、ホオグロヤモリ、オガサワラヤモリ、メクラヘビ等が定着している。

両生類は、オオヒキガエル、ミヤコヒキガエル及びヌマガエルが生息している。

魚類は、ナイルテラピア、タイワンキンギョ及びコイが生息している。

甲殻類は、ヘリトリオカガニ、カクレイワガニ、ヤシガニ及びムラサキオカヤドカリが生息する。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

- ・平成14年度 有害鳥獣捕獲許可件数 該当なし
- ・平成15年度 有害鳥獣捕獲許可件数 該当なし

4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該鳥獣保護区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより、被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

5 国指定鳥獣保護区の指定及び維持管理に関する事項

鳥獣保護区用制札	10	本
案内板	4	基